

医療法人豊田会
刈谷豊田総合病院
歯科医師臨床研修プログラム

2022 年 4 月開始

1. プログラムの名称

刈谷豊田総合病院歯科医師臨床研修プログラム

2. 目的

歯科医師は生涯研鑽を積んでいかなければならない職業である。将来、より高度の専門性を身につけた臨床歯科医師であっても多様な患者のニーズに対処するために、卒直後から、あらゆる歯科疾患のプライマリーケアに対処できるようにすることが必要である。このカリキュラムでは、卒後1年間をこの初期研修の場と位置づけ、歯科医師臨床研修(単独研修方式)を編成している。診断までの思考過程の育成と基本的歯科処置の習熟に主眼を置くとともに、将来専門的な歯科医療への橋渡しとなるような研修を構成している。同時に患者の全人的医療を理解し、常に真摯な態度で臨床に従事する姿勢を養成することを目的としている。

3. 臨床研修の基本理念(歯科医師法第16条の2第一項に規定する臨床研修に関する省令、以下省令)

臨床研修は歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

4. 本プログラムの特色

- (1) 西三河南部西医療圏の基幹病院として、一般歯科治療は特に有病者を中心に行っている。
- (2) 救命救急センターを有しており、口腔顎顔面領域における救急治療に携わる。
- (3) 日本口腔外科学会認定の臨床研修施設として様々な口腔外科疾患の治療の見学、介助ができる。

5. 臨床研修の目標

5.1. 到達目標

- (1) 歯科医師は、病める人の尊厳を守り、歯科医療の提供と公衆衛生の向上に寄与する職業の重大性を深く認識し、歯科医師としての基本的価値観(プロフェッショナリズム)及び歯科医師としての使命の遂行に必要な資質・能力を身に付けなくてはならない。歯科医師としての基盤形成の段階にある研修歯科医は、基本的価値観を自らのものとし、基本的診療業務ができるレベルの資質・能力を習得する。各項目の詳細は「刈谷豊田総合病院 歯科医師臨床研修の到達目標(別表1)」に示す。
 - A. 医師としての基本的価値観
 - B. 資質・能力
 - C. 基本的診療業務

6. プログラムの管理

6.1. プログラム責任者

症例の要件を満たす歯科医師臨床研修プログラム責任者を当院病院長が任命する。

プログラム責任者: 歯科口腔外科部長 渡邊和代

6.2. プログラム管理

歯科臨床研修管理委員会(以下、委員会)は本プログラムの管理にあたり、プログラム責任者及び委員会事務局を務める臨床研修センターと共同で作成し運営する。詳細は「歯科臨床研修管理委員会規程」及び「臨床研修センター規程」に定める。

7. 臨床研修を行う分野及び臨床研修施設での研修期間
歯科・歯科口腔外科分野の研修を刈谷豊田総合病院にて1年間行う。
8. 方略
 - 8.1. 研修期間
原則として1年間とする。
 - 8.2. 基本研修日程
歯科口腔外科及び入院病棟における診療を通じての研修を行う。
 - 8.3. 医科臨床研修との協同プログラム
医療安全、感染対策、虐待への対応等基本的な診療において必要な分野・領域等に関する研修（必須）を行う。
 - 8.4. 到達目標（歯科医師としての基本的価値観）達成サポートプログラム
 - (1) プロフェッショナリズム教育
入職オリエンテーションにて行う講義と SEA セッションを初めとして随時医科研修医と協同して行う。
 - (2) 振り返りミーティング
医科研修医と協同して行う。テーマは臨床研修センターが状況に応じて都度定める
 - (3) 多職種合同研修
入職オリエンテーションにおいてマナー研修、1年次の10月及び2年次2月にフォローアップ研修を多職種と合同で受講する
 - 8.5. 到達目標（資質・能力）達成サポートプログラム
 - (1) オリエンテーション
入職オリエンテーションにおいて、2.5 項(1)(3)に加え、以下のことについて教習を受ける。
 - ① 基本診察・診療録記載の仕方
 - ② 救急診療のながれ（医師・救急救命士からの講義とシミュレーション）
 - ③ 外傷・消化器疾患・循環器疾患・脳神経疾患の救急処置
 - ④ 救急外来診療の注意点（医療安全の観点から）
 - ⑤ 医療安全・感染管理に関する基礎知識と技術
 - ⑥ 麻薬の取り扱い・抗菌薬の適正使用について
 - ⑦ 電子カルテ操作訓練
 - ⑧ 放射線技術に関すること
 - ⑨ 診療報酬算定等医事にかかわること
 - (2) 医療安全
 - ① 安全環境管理室が主催する教育・講習会（e-learning を含む）等には年2回以上出席し、レポートを安管室に提出し医療安全管理者の承認を得る。また、医薬品・用具、放射線等による健康被害発生防止についての教育も受講する。
 - ② インシデントレポートは一人につき1年に10件（アクシデントレポートを含む）の提出を必要とする（修了要件）。アクシデントレポートは必要時遅滞なく提出する。
 - ③ 薬剤科から受けた疑義照会事例についてインシデント報告する。
 - (3) 感染対策活動
 - ① 1年次には感染管理チーム（ICT）と抗菌薬適正使用支援チーム（AST）の活動にそれぞれ2回

ずつ参加する。ICT 活動はレポートを作成し安管室に提出する。AST 活動については電子カルテで「研修医サマリ」を作成し、指導医(医科)の承認を得る。

- ② 安全環境管理室が主催する教育・講習会(e-learning を含む)等には年 2 回以上出席し、レポートを安管室に提出し感染管理者の承認を得る。

(4) 虐待

オリエンテーションとランチタイムセミナーにおいて講義を受ける。ランチタイムセミナー受講後にレポートを作成し、講師の承認を得る。

8.6. 到達目標(基本的診療業務)達成サポートプログラム

(1) 外来研修

4 月～8 月までは診察の補助に入り一連の診療業務(必要な検査の把握、処方の考え方、診断の仕方、治療方針の立て方等)を学び、治療を補助する。9 月からは主治医の指導の下、主担当医として治療方針をたて患者診察・検査・処方、治療等を行なう。

(2) 病棟研修

指導歯科医が主治医である患者の主担当医として、治療法に基づき入院診療計画を立案して入院患者管理を行う。また退院時には退院後の計画を行い、退院時要約を作成する。

(3) 救急研修

救急外来から依頼を受けた歯科疾患関連の応急処置を要する症例について、主担当医の指導の下、縫合処置や脱臼歯の整復固定、消炎処置等を行う。

(4) 具体的な研修内容(修了に必要な最低限の症例数を 2 例以上と定めるもの)

基本的診療業務		主な研修内容	修了要件
(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画		主担当医としての外来診療及び入院患者治療・管理	10
(2) 基本的臨床技能等			
① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する		歯磨き指導及びスケーリング、SRP の実施	10
② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療および管理を実践する			
a	歯の硬組織疾患	CR 充填処置及びインレー修復処置	5
b	歯髄疾患	根管治療	3
c	歯周病	スケーリング、SRP	10
d	口腔外科疾患	抜歯	10
e	歯質と歯の欠損	義歯修理または義歯作製、ブリッジ作製	5
f	口腔機能の発達不全、口腔機能の低下	口腔ケアの指導	2
④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する		静脈内鎮静処置におけるモニタリングの評価	10
(3) 患者管理			
① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する		抗血栓薬内服中の患者の疾患を把握し服用薬について説明する	10

②患者の医療情報等について必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。	カンファレンス	5
③全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う	循環器疾患のある患者のモニタリングを行う。	5
④歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。	血圧低下や気分不快が生じたときにモニタリングを行いショック体位をとるなどの対応を行う。	5
⑤入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。	入院診療計画書・退院時要約の作成	10
合計		100

9. 研修歯科医の評価

- (1) 研修歯科医は到達目標項目の経験症例数を「研修歯科医評価票Ⅲ」に随時記録する。
- (2) 指導歯科医は進捗状況を把握・評価し指導を行う。11月・3月の研修管理委員会にてその状況を報告する。
- (3) 上級医である歯科医師、歯科衛生士、病棟看護師等による評価は、「研修歯科医評価票Ⅰ・Ⅱ」を用いて年2回行い、プログラム責任者は11月・3月の研修管理委員会にその結果を報告する。

10. 研修歯科医の指導体制

- (1) 指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医が研修医を直接指導する屋根瓦方式の指導体制とする。
- (2) 医師以外の職種においては所定の指導者(病棟師長、薬剤師リーダー等)が研修歯科医の指導にあたる。

11. 研修修了

以下の修了基準が満たされた時、臨床研修修了と認定する。病院長が研修管理委員会の評価をもとに、研修修了の認定を行う

- (1) 研修実施期間
 - ① 研修期間(1年間)を通じた研修休止期間が45日以内であること。
 - ② 研修休止の理由は、妊娠、出産、育児、傷病等の正当な事由であること。
- (2) 到達目標達成度
 - ① 医師としての基盤形成の段階にある研修医として、基本的価値観を自らのものとしている、と判断されること。(研修歯科医評価票Ⅰにおいてレベル3以上の評価に達していること)
 - ② 基本的診療業務ができるレベルの資質・能力を有すると判断されること。(研修歯科医評価票Ⅱにおいて全ての項目でレベル3以上の評価に達していること)
 - ③ コンサルテーションや医療連携が可能な状況下で、基本的診療業務の基本的診療能力等に定める必修項目(当院プログラム選択項目を含む)について全て経験(100%)し、なおかつ、8.6項(4)に定める要件を満たしていること。
 - ④ 指導歯科医により提示された課題(6題)について、それぞれ1例以上提出し承認されていること。
 - ⑤ 抗菌薬適正使用支援チーム活動と感染管理対策チーム活動にそれぞれ2回ずつ参加し、所定のレポートが承認されていること。
 - ⑥ 院内で開催される医療安全及び感染管理の講習会をそれぞれ2回出席し、レポートが承認され

ていること。

- ⑦ インシデントレポートを 10 件以上提出していること。

※上記③～⑦は研修歯科医評価票Ⅲで確認

- (3) 臨床歯科医としての適性に問題がないこと

- ① 安心、安全な医療の提供ができる
- ② 法令・規則が順守できる

12. 研修歯科医の募集定員並びに募集及び採用の方法

- (1) 募集定員 1 名
- (2) 当該年度 3 月歯学部卒業予定者か卒業生であって、歯科医師臨床研修マッチング協議会の実施する研修医マッチングに参加登録し、当院のプログラムにて研修を希望する者に対し選考試験を実施する。選考試験への応募要領は当院ホームページに募集要項として掲載する。選考試験後にマッチングにてマッチし、歯科医師国家試験に合格した者を採用する。

13. 研修歯科医の処遇

- (1) 研修医の身分と所属

刈谷豊田総合病院常勤職員とし、臨床研修センターに所属する。研修期間中は「刈谷豊田総合病院就業規則」が適用される

- (2) 給与等

「刈谷豊田総合病院給与規程」に基づく。

- (3) 勤務時間及び休暇

- ① 勤務時間

平日は 8:30～16:50、病院稼働の第 1・3 土曜日は 8:30～14:00 で、いずれも時間外勤務の発生する場合がある。60 分間は休憩時間とする。【2023 年度より週休 2 日制導入予定】

- ② 休暇

毎月第 2・4・5 日曜、祝日、日曜は休日とし、8 月 13・14・15 日の夏季休暇、年末年始（12 月 29 日～1 月 4 日）休暇がある。年次有給休暇は 1 年次に 15 日、2 年次に 20 日付与される。

歯科口腔外科部長が休暇を許諾し、研修センター長が承認する。時間外勤務及び出張命令も同様とする。

- (4) 研修歯科医の当直

なし

- (5) 宿舎及び病院内の個室

医師宿舎を希望する場合は、「医師宿舎利用規程」に基づき利用できる。医局内の研修医室には個人の机が整備されている。また、医局内には副直室・仮眠室、個人ロッカー、シャワー室も設置され、ルール遵守のもと研修医も利用できる。

- (6) 社会保険・労働保険

医療保険（豊田自動織機健康保険組合）・厚生年金保険・労働者災害補償保険を完備している。

- (7) 健康管理

労働安全衛生法に基づき義務づけられている定期健康診断を受ける。また、当院が必要と認めた検査・予防接種等を受ける。

- (8) 医師賠償責任保険

病院として医師損害賠償保険に加入している。（研修歯科医個人加入は任意）

- (9) 外部研修活動

学会、研究会等の参加及び費用負担等については規則に準じて認められ、支給もされる。詳細は

「職員旅費規程」に定める。

(10) アルバイト

研修期間中のアルバイトは総て禁止する。

14. 別表

14.1. 別表 1 刈谷豊田総合病院 歯科医師臨床研修の到達目標

15. 関連帳票

15.1. 研修歯科医評価票Ⅰ

15.2. 研修歯科医評価票Ⅱ

15.3. 研修歯科医評価票Ⅲ

16. 改訂履歴表

版数	年月日	改訂内容／理由
00	2021.7.21	2022 年 3 月 31 日付「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」等一部改正に伴い新規制定 運用開始: 2022 年 4 月

17. 決裁欄

承認	照査	照査	照査	作成
プログラム責任者	歯科臨床研修 管理委員会委員長	臨床研修センター センター長	臨床研修センター 主担当員	臨床研修センター
渡邊	田中国	小山	紀伊	加藤